

ユニバーサルデザインの加速に向けた政府の取組

- ・障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うプログラム・研修教材を2016年度に作成。これを活用する等、国家公務員、企業等で心のバリアフリー研修を実施中。
- ・2017年度中に、より多くの人にアプローチするための入門編としてEラーニングを作成。
- ・今後は、これらの教育ツールを活用し、国・自治体・企業、障害者団体等と連携して、広く国民を巻き込んだ心のバリアフリー教育の普及・展開を推進する。

<取組概要>

「心のバリアフリー」教育ツールの整備

「汎用性のある研修プログラム」作成

(2016年度)

汎用性のある
研修プログラム

障害当事者が
ファシリテーターの
集合研修



講師用シナリオ

セルフワーク用
テキスト

Eラーニング作成 (2017年度)

中学生以上の人々を対象に、アニメーション動画で学習できる教材をインターネット上で提供



公務員・企業研修での実施

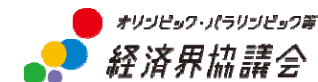
国家公務員研修での実施

人事院公務員研修所
内閣人事局
財務省
国土交通省



企業における実施

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会
参加企業にて、心のバリアフリー研修等を実施



- パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施するホストタウンを促進。これにより地域主導の共生社会の実現を加速すると共に、パラリンピックに向けた機運を全国に波及。
- 平成29年11月に募集開始、12月に先行的な取組事例として6自治体※を発表。引き続き共生社会の実現に向けて熱心に取組みを行う自治体の登録を募集

※三沢市、浜松市、明石市、宇部市、高松市、世田谷区

<取組概要>

○共生社会の実現に向けた取組の推進

障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

車いす対応シャワー



UDツーリズムの検証



点字メニュー



手話通訳サービス



○東京大会の事後交流も含めた、幅広い形でのパラリンピアンとの交流

パラリンピックに向けた機運を醸成すると共に、障害のある選手たちと直に接することで住民の意識を変えていくきっかけとする。



人口減少という「静かなる有事」に対し、「ダイバーシティ(多様性)」「インクルージョン(包摂)」「サステナビリティ(持続可能性)」が重要。そうした考え方の下、総務省としても、障害の有無等に関わらず、それぞれが共に支え合う「ユニバーサル社会」の実現に向けた取組を実施。

具体的には、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、ICTを活用したユニバーサル化の取組を進めるとともに、2030～2040年頃を展望し、IoT・AIなどの新たなテクノロジーを駆使した障害者等に対するICT利活用の支援策等について昨年11月から検討を開始。

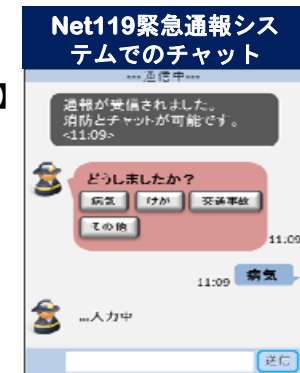
2020年に向けた取組

ICTを活用して安心・安全を守る

- Net119緊急通報システム（聴覚・言語機能障害者向けシステム）
- 救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）

【消防本部での導入状況と目標】

	2017年	2020年
Net119緊急通報システム	約20%	100%
救急ボイストラ	約30%	約60%



「おもてなし」の実現と安全の確保

- 障害者や外国人来訪者が利用する施設における避難誘導等に関するガイドラインを2018年3月までに策定
- 競技会場における無線LANやデジタルサイネージ等を活用した避難誘導等の実証



継続的取組：ICTを活用して社会を変える

- 情報バリアフリーの促進（情報アクセシビリティの向上、字幕・解説・手話番組制作促進への支援等）
- 2030～2040年頃を展望した障害者等に対するICT利活用の支援策等を検討
→総務省情報通信審議会のサブワーキンググループで検討中

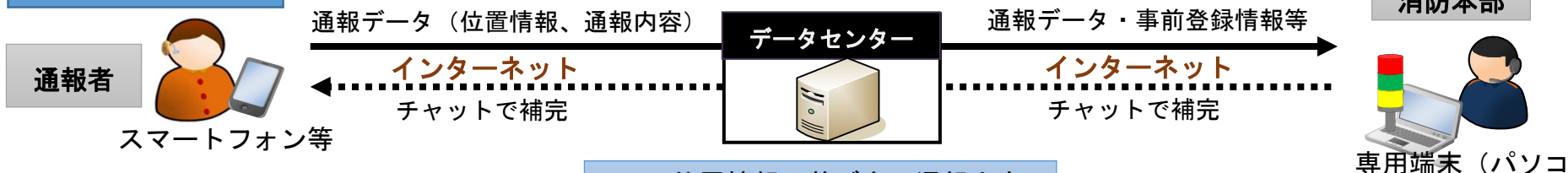
会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、全国の消防本部での導入を促進

<取組概要>

●スマートフォン等を活用した音声によらない119番通報【Net119緊急通報システム】

- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁への要望（平成24年12月）を踏まえてシステムの在り方について検討を進めてきたものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条、第7条第2項も踏まえ、各消防本部において導入を進めるべきもの。
- ・総務省の「情報難民ゼロプロジェクト」の関連施策として位置づけており、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までを目標に、全国の消防本部における導入を促進していく。

通報の流れ



システム利用者は、GPSを搭載したスマートフォン保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報（住所、氏名など）とともに、最寄りの消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

通報内容（スマートフォン画面）

戻る ステップ1/2 通報

救急ですか？
火事ですか？




救急

火事

戻る ステップ2/2 場所・通報

どこにいますか？


 自宅

仕事
 外出先

よく行く場所:

職場

実家

チャット画面

---通信中---

通報が受信されました。
消防とチャットが可能です。
<11:09>

どうしましたか？

病気

けが

交通事故

その他

11:09

病気

11:09

...入力中

送信

消防本部の受付画面

救急現場で救急隊員が外国人や聴覚障害の傷病者と円滑なコミュニケーションを図ることができるアプリ

- ・ 救急現場で救急隊員が外国人傷病や聴覚障害者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能
- ・ 救急現場で使用頻度が高い46の会話を「定型文」として登録しており、音声と画面の文字でコミュニケーションが可能
- ・ 英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語の他、全部で15種類

<取組概要>

- ・ 全国の消防本部に対して平成29年4月からAndroid版の提供を開始し、平成29年12月1日現在、全732消防本部のうち、223消防本部が使用を開始（全体の30.5%）
- ・ iOS版は、平成30年1月から提供予定

→ 全国の消防本部で活用できるよう普及促進

救急ボイストラの特徴

使用例



使用画面



救急ボイストラ導入状況 (平成29年12月1日現在)

都道府県	使用開始	本部数	(参考) 消防	都道府県	使用開始	本部数	(参考) 消防
北海道	16	58		滋賀	0	7	
青森	3	11		京都	4	15	
岩手	5	12		大阪	25	27	
宮城	2	12		兵庫	6	24	
秋田	5	13		奈良	0	3	
山形	1	12		和歌山	6	17	
福島	0	12		鳥取	2	3	
茨城	6	24		島根	3	9	
栃木	6	12		岡山	5	14	
群馬	9	11		広島	1	13	
埼玉	23	27		山口	5	12	
千葉	5	31		徳島	1	13	
東京	1	5		香川	0	9	
神奈川	6	24		愛媛	2	14	
新潟	2	19		高知	0	15	
富山	0	8		福岡	0	25	
石川	2	11		佐賀	2	5	
福井	2	9		長崎	2	10	
山梨	0	10		熊本	1	12	
長野	5	13		大分	1	14	
岐阜	22	22		宮崎	4	10	
静岡	4	16		鹿児島	4	20	
愛知	11	36		沖縄	11	18	
三重	2	15		合計	223	732	

外国人や障害者等が利用する施設における 避難誘導等の多言語対応等に関する取組の促進

- 多くの外国人や障害者等が、ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場や、駅・空港、旅館・ホテルなどの施設を利用することが想定。
- これらの施設で火災や地震が発生した場合、施設関係者が外国人や障害者等に配慮して、災害情報の伝達や屋外への避難誘導を効果的に行うことが必要。

<取組概要>

●「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン」の策定

・施設関係者が、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用し、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドラインを平成30年3月末までに策定し、各施設における避難訓練の実施等の取組を促進していく。

※「外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達・避難誘導のための試行訓練」時の写真。



デジタルサイネージ等の活用

スマートフォンアプリ（翻訳等）の活用

●競技会場におけるICTの利活用の促進

・競技会場において、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを活用することで、外国人来訪者や障がい者等が避難情報等に容易にアクセスできるモデルを平成30年度に実証し、競技会場への普及を促進する。



※無線LANのカバーエリアのイメージ

無線LAN等の活用

ICTは、障害を抱える方々の日常の不便を解消し、その暮らしぶりを大きく変える力を持っており、情報アクセシビリティの向上や障害者を支える通信・放送サービスの提供・開発の支援が重要。

<取組概要>

●情報アクセシビリティの向上

- ・誰もが国・地方公共団体等の提供する情報やサービスに円滑にアクセスできるよう、公的機関のホームページについて、①手順書（「みんなの公共サイトガイドライン」）の策定、②公的機関の担当者向け講習会の実施、③実態の調査・分析による改善ポイントの明確化、ランキング化を実施予定

●障害者向け通信・放送サービスの提供・開発に対する支援

- ・障害者向けのICTサービスを提供する中小企業やNPO法人等に対し、事業拡大等による自立化を支援するため、（国研）情報通信研究機構（NICT）を通じて、その経費の2分の1を上限に、最長5年として助成。
- ・障害者向けの新たなICTサービスの研究開発を行う民間企業等に対し、その経費の2分の1を上限に、最長3年として助成。
- ・字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者に対し、NICTを通じて、その経費の2分の1を上限に助成。
※平成30年度以降の新たな数値目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定予定。
- ・字幕が付与されていない放送番組に対してスマートフォンやタブレットのアプリで字幕を自動生成するための技術等の実用化に助成。

<支援事例>

クラウドを活用した聴覚障害者向け情報保障サービス

聴覚障害者が学校や講義、セミナーに持ち込んだ情報端末を用いて、講師説明などの音声情報を遠方のオペレータが要約筆記し、文字情報に変換・配信



「マルチメディアDAISY」の自動制作・利用システム

テキストを読み込み、音声、画像情報と同期した視覚障害者向けの録音図書を自動制作するシステムを開発



今後の人口減少社会のリソースとして「人」の重要性が増す中、IoT・AIなどのテクノロジーを駆使して、障害の有無等にかかわらず、誰もが活躍できる共生社会の実現に向けて取組中。

<取組概要>

●IoT新時代における障害者等に対するICT利活用支援策等の検討

- ・ 昨年11月から、総務省情報通信審議会において、2030～2040年頃を展望しつつ、日本の「未来」をつくる情報通信政策の在り方を検討。障害者等への支援策も検討し、共生社会の実現に貢献。
- ・ 本年6月を目途に結果をとりまとめ、必要な取組を実施していく。

【検討項目例】

- 日常生活、仕事、公共空間等の各場面で求められる、障害の種類や程度を踏まえたICTスキル
- ICT利活用に必要なスキルの学習機会の提供の在り方
- 障害者の社会参加を実現するICT技術・ICTサービスの開発
- 障害者のICT利活用による社会参加の促進（テレワークをはじめ、ICTを活用した就労環境の整備等）

●地域IoTクラブの全国展開（プログラミング教育）

- ・ 学校でのプログラミング教育を通じてIoTへの興味・関心を高めた児童生徒が、障害の有無によらず、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するために、平成30年度より「地域におけるIoTの学び推進事業」を実施予定。
- ・ 上記審議会において、平成30年度からの地域でのプログラミング教育の普及促進に係る具体的な方策の検討を開始。

<事例：テレワークを活用した障害者雇用>

OKIワークウエルの取組（全社員数83名のうち障害者70名）

【平成29年度テレワーク先駆者百選 総務大臣賞受賞】

- ・ 通勤の困難な重度肢体障害者50名（北海道から鹿児島まで）が、自宅（テレワーク）で自社開発のコミュニケーションシステムを活用してソフトウェア関連の業務を実施。
- ・ バーチャルオフィスを実現し、在宅勤務の課題である「コミュニケーションの確保」「適切な労務管理」「孤独感の解消」を可能にしている。



（執務室で、TV会議システムを通じ障害を持つテレワークマネジメント社の社員と会話する野田総務大臣）

同僚とは実際には会っていないけれども、近くにいる感じで過ごせています。

脊髄性筋萎縮症により入院中の男性（北海道八雲町）

人権啓発活動を通じた「心のバリアフリー」の推進

<取組概要>

- 法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者が連携し、障害者スポーツ体験会等、広く一般国民を対象とした、「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
- 障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し、作成・配布するコンテスト型啓発活動を実施

<地方公共団体，民間事業者との連携>

・平成28年度に引き続き，平成29年度においても，法務省において，オリンピック・パラリンピック等経済界協議会及び社会福祉協議会と連携し，車椅子体験教室を実施した。

・平成29年2月以降，法務局・地方法務局においても，民間事業者等と連携して，障害者スポーツ等を含んだ人権啓発活動（パラリンピアンによる講演会や車椅子バスケットボール体験）を実施している。



<コンテスト型啓発活動>

・平成29年8月に「障害のある人の人権」をテーマとしたキャッチコピーコンテストを実施した。

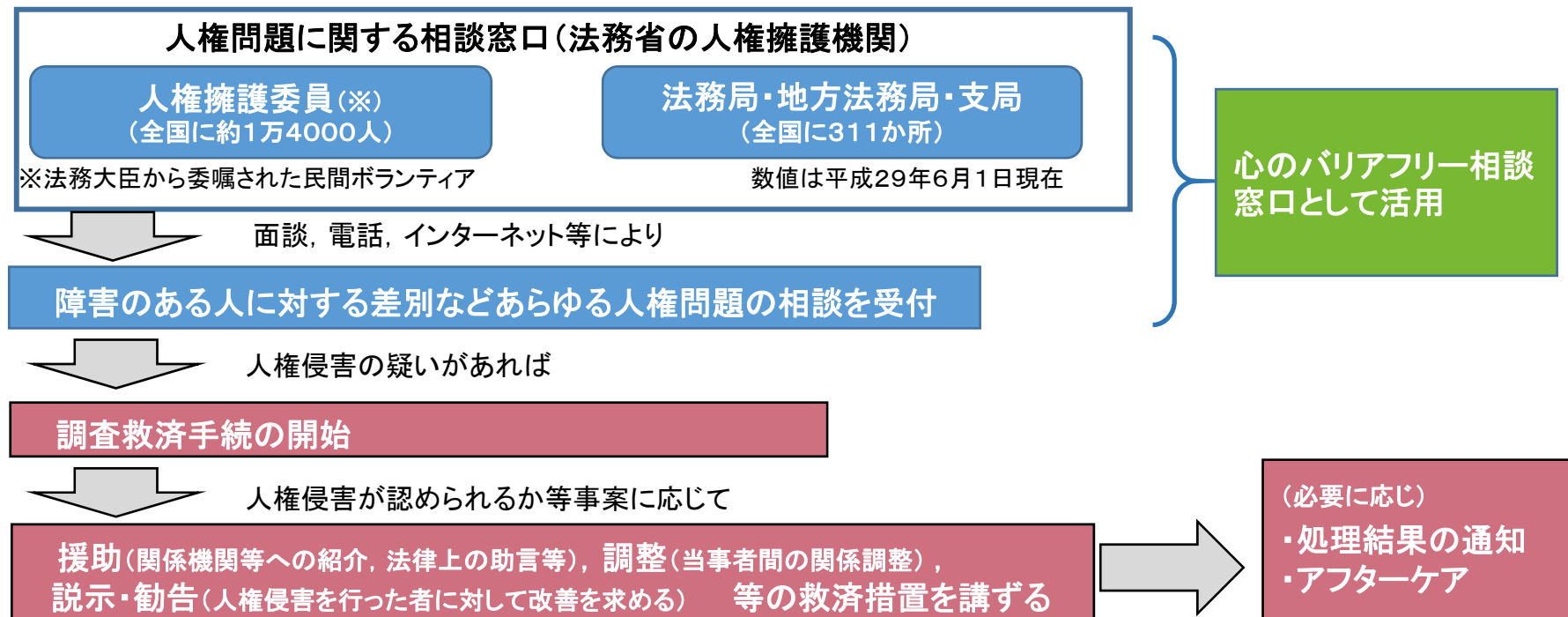
・平成30年1月に同コンテストの最優秀作品を使用した啓発ポスターの作成及び配布を行う予定。



(イメージ)

- ・障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（**「心のバリアフリー相談窓口」として活用**）。
- ・人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
- ・**関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。
- ・人権擁護委員等の研修において、障害のある人に対する差別事例や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
- ・研修講師に障害のある人を招くなどして、**当事者の視点を踏まえた相談対応**を行うことができる人材を育成する。

<取組概要>



●研修の実施

・平成29年8月、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成するため、人権擁護委員に対する研修において研修講師に障害当事者を招き講演を実施。また、当該研修において「心のバリアフリー」に関する説明を実施。

共生社会の実現に向けて、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく、「心のバリアフリー」に関する教育を展開するとともに、パラリンピックの機会を捉え、スポーツを通じた「心のバリアフリー」の普及を図る。また、東京大会のレガシーとして、スポーツ施設のバリアフリー整備を進めるとともに、観光資源である文化財のバリアフリー化を推進する。

教育

【初等・中等教育】

(すべての子供達に心のバリアフリーを指導)

新学習指導要領における「心のバリアフリー」に係る指導の充実 / 「心のバリアフリーノート（仮）」の作成

(すべての教員等が心のバリアフリーを理解)

〈教員養成〉・**教育職員免許法施行規則の改正**（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を設定し、1単位以上の履修を義務付け）

・**教職課程コアカリキュラムの作成**（「特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している」ことを到達目標に設定）

〈免許更新〉**免許状更新講習における「心のバリアフリー」に関する講習の開設促進**

〈教員研修〉**「心のバリアフリー」に関する研修教材の活用促進**

(障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開)

「心のバリアフリー学習推進会議」の設置 / 「学校における交流及び交流学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」の実施

(障害のある児童・生徒を支える取組)

特別支援学校学習指導要領等の改訂 / 高等学校における通級による指導の制度化

(学校施設のバリアフリー化への取組)

学校施設整備指針、事例集の周知徹底 / 国庫補助の優先的な措置

【高等教育】

(大学等における障害のある学生の修学支援の充実)

「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の実施 / 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」による報告の公表・周知

【生涯学習】

「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の実施

スポーツ

(国民全体に向けた取組)

・**オリンピック・パラリンピック教育の全国展開**

・**「Special プロジェクト2020」の実施**

(スポーツ施設のバリアフリーによるレガシーの構築)

・**ナショナルトレーニングセンターの拡充整備**（オリパラ共同利用）

・**新国立競技場のユニバーサルデザインの推進**

文化

(貴重な観光資源である文化財・文化施設の活用のためのバリアフリー化)

・**文化財の活用のためのバリアフリー化の充実**

・**事例集の作成・周知**

・**障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例措置の創設**

ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、「心のバリアフリー」に関する理解を深める指導等の充実を図るとともに、「心のバリアフリーノート（仮）」の作成・活用促進を図り、すべての子供達への「心のバリアフリー」の指導を推進

<取組概要>

●新学習指導要領における「心のバリアフリー」に係る指導の充実

- ・平成29年3月、小、中学校新学習指導要領を告示
(小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から全面实施)

<全教科等（総則）>

- ・障害のある幼児児童生徒との交流・共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明記。

<道徳>

- ・「考え、議論する道徳」への転換を目指し「特別の教科」化（検定教科書導入）。
(内容項目の例)「相互理解, 寛容」「公正, 公平, 社会正義」など

<特別活動>

- ・障害のある人との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との共同学習等の機会を通して、協働することや他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実することを追加。

※その他の教科等においても「心のバリアフリー」に関する教育を充実

- ・新学習指導要領を通じて、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導の充実を図る。

●「心のバリアフリーノート（仮）」の作成

- ・今年度中に有識者検討会を設置し、「障害の社会モデル」を学べる道徳や特別活動、社会など、教科等横断的に活用可能な教材「心のバリアフリーノート（仮）」の作成や普及方策の検討を開始
- ・平成30年度中に「心のバリアフリーノート（仮）」を作成し、都道府県教育委員会等の研修において活用できるよう情報提供を行うなど、全国的な普及・活用を図る

全ての教員に求められる基本的な資質能力として特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する理解を求めるとともに、現職教員に対して「心のバリアフリー」に関する知識・理解の習得を促進。

<取組概要>

教員養成

●教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）

- ・新たに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を設定し、一単位以上の履修を義務付け

●教職課程コアカリキュラムの作成（平成29年11月）

- ・「特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。」ことを到達目標に設定



平成31年4月以降の入学者については、上記の新しいカリキュラムでの授業を履修

免許更新

●免許状更新講習における「心のバリアフリー」に関する講習の開設促進

- ・免許状更新講習の開設者に対して、講習の認定申請等に関する要領を発出（平成29年10月）し、当該要領の中で「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促進

教員研修

●「心のバリアフリー」に関する研修教材の活用促進

- ・（独）教職員支援機構のホームページにおいて、内閣官房が作成した「『心のバリアフリー』に向けた汎用性のある研修プログラム」を紹介

※ユニバーサル行動計画2020抜粋

- ・平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度（平成32年度）までに実施する。

交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となっており、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしている。

<取組概要>

●「心のバリアフリー学習推進会議」の設置

- ・平成29年7月に「心のバリアフリー学習推進会議」を設置
- 平成29年度内に提言等を取りまとめ、その後各教育委員会等に対し、周知を図る予定
- 平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を改訂する予定

●「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」の実施

- ・障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進
- 教育委員会が主体となり、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、継続的な取組となることを目標に事業を実施

<交流及び共同学習の事例>

- 鳥取県教育委員会の取組
- ・視覚障害者のパラリンピック種目である「ゴールボール」とおしての学校間交流
- ・障害者アスリートについては、ゴールボール日本代表工藤力也選手を招き、講演と実技を通じた交流
- ・対象：鳥取県立鳥取盲学校（中学部）と私立青翔開智中学校（一年生）



※ユニバーサル行動計画2020抜粋

- ・（略）平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、（略）平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。
- ・（略）平成29年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開を図る。

障害のある子供の自立と社会参加に向けた視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導や支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場を整備する。

<取組概要>

●特別支援学校学習指導要領等の改訂

- ・平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を公示
- 特別支援学校高等部学習指導要領改訂に向けた準備を進めるほか、新しい学習指導要領等の周知に努める

●高等学校における通級による指導の制度化

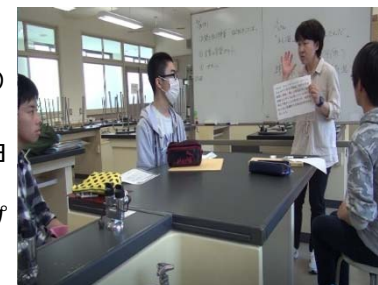
- ・多様な学びの場の整備の一環として、2018年度（平成30年度）から高等学校においても通級による指導が実施可能に。
- ・2018年度（平成30年度）43都道府県が実施を予定
- 引き続き全都道府県における実施を促す

<通級による指導に関する目標値>

	平成28年度	目標値
小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	98,311人 (※)公立小・中学校のみの数値(高等学校については平成30年度以降にデータを取得)	前年度比増 (～平成34年度)

<モデル事業における事例>

- ・平成29年度は全国36校において先行的な取組を実施し、その取組を普及
- ・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導として、例えば相手の気持ちに配慮したコミュニケーションに関する指導等を実施
- コミュニケーションスキルや学習スキルアップのための指導例 →
(長崎県立佐世保中央高等学校)



※ユニバーサル行動計画2020抜粋

- ・(略) 特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた更なる改善及び充実を図る。(略)
- ・小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校でも(略) 通級指導を平成30年度から新たに制度化(略)。

障害の有無にかかわらず、児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるよう学校施設のバリアフリー化を推進。

<取組概要>

普及・啓発

● 学校施設整備指針、事例集の周知徹底

学校施設の施設計画・設計上の留意事項をまとめた「学校施設整備指針」に、バリアフリー化の重要性について記載するとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた留意事項について記載。併せて「事例集」を作成し、学校設置者に配布。



財政支援（公立学校）

● 国庫補助の優先的な措置

スロープやエレベータ等、障害児対応に必要な事業について補助メニューを設けるとともに、国庫補助をこれまで優先して措置。

【学校施設環境改善交付金】

大規模改造事業(障害児等対応)

○ 対象

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・
中等教育学校(前期課程)・特別支援学校

○ 補助率 原則1/3

○ 工事内容 スロープ、エレベータ等の設置

上記の他、公立学校施設を新築、増築、改築するに伴いバリアフリー化する場合も合わせて補助対象としている。

新築・増築:補助率1/2 改築:補助率1/3

→ 引き続き、障害のある児童生徒等のニーズに応じたバリアフリー化を推進。



昇降口の段差解消のための
スロープの設置



衛生的な多目的トイレの設置



円滑な移動のための
エレベータの設置

大学間や関係機関との連携のための組織的基盤（プラットフォーム）形成等により、大学関係者の理解を深め、障害のある学生の修学・就労支援を促進

<取組概要>

●「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の実施（H29～）

平成29年10月、プラットフォームの中心となる大学（東京大学・京都大学）を公募により選定

→ 東大・京大を中心に、以下の取組を実施

- ・大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的なネットワークを構築
- ・課題解決に向けた関係者の有機的連携の先導や、支援手法の開発・調査、支援リソースの共有手法の研究などを実施
- ・得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開

→ 障害学生支援について大学等の教育現場に共通する課題(※)の克服を目指す

(※)障害の有無にかかわらず同等条件で学べる教育環境の充実、大学等への進学促進、大学等から就労への移行を促進、情報公開の促進、研修の充実

●「障害のある学生の修学支援に関する検討会」による報告の公表・周知（H29.3）

→ 障害学生支援に関する基本的考え方（各大学等における取組の具体的な進め方と留意事項）を整理

→ 大学等の現場における障害学生支援に対する理解と積極的な取組を促進

【背景】 大学等に在籍する障害のある学生数の急増 平成18年から平成28年の間で5倍以上（約5,000人→27,000人）

【目標】 第四次障害者基本計画策定に向けて現在議論中の指標（抜粋）

障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	H28:80% →H34:100%
障害学生支援に関する規程等、または障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	H28:36% →H34:100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	H28:21% →H34:100%

※ユニバーサル行動計画2020抜粋

高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定する。これらの大学を軸に広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組を検討する。

オリンピック・パラリンピック教育を全国で実施し、国民のパラリンピックへの興味・関心を高め、共生社会への理解促進を図る。

<取組概要>

「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント 全国展開事業」の実施

- ・H28年度（2府10県）H29年度（1府14県5政令市）において実施
- ・各地域で、パラリンピアンとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を実施

<目標>

- 2020年までに全国66道府県・政令市でオリパラ教育を実施

<交流・体験の取組事例（H28年度）>

○学校名

京都府立盲学校・
京都府京都市立旭丘中学校



○目標・ねらい

参加者（旭丘中学校生徒）が視覚に障害のある生徒と、フロアバレーボールを通じて交流することで、視覚障害について理解を深め、共にスポーツをすることを楽しむ。

東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、全国各地の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する。

<取組概要>

「Special プロジェクト2020」の実施

- ・祭典に向けたモデル事業の実施
- ・特別支援学校を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施
- ・特別支援学校を対象とした全国大会の開催支援

<全国大会の開催支援事例（スポーツ庁委託事業）> 第2回全国特別支援学校ボッチャ大会（H29年7月）

- ・参加校は36校（第1回から倍増）
- ・文部科学副大臣が出席。
開会式での祝辞とともに、参加選手やリオパラリンピック銀メダリストとの交流試合に参加。



学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進する。

<取組概要>

「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の実施（平成30年度予算案）

※ユニバーサル行動計画2020抜粋

- ・2020年パラリンピック競技大会を多くの児童・生徒・学生が（略）観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるよう、（略）オリンピック・パラリンピック教育を推進し、パラリンピアンとの交流や、パラリンピック競技体験等を通じて、パラリンピックの認知度向上へとつなげる。
- ・2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施し、東京大会のレガシーとして残すべく、平成28年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」）。平成29年度以降、国、県において開催する実行委員会の検討結果を踏まえ、各関係機関のネットワークの構築やモデル事業等を推進する。

ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげる。また、公共スポーツ施設等関係者による同施設の見学等を通じ、様々な公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。

<取組概要>

● ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）」の基準に原則準拠した設計を行い、平成29年3月より整備工事を実施

→引き続き整備工事を実施し、平成31年6月末の完成を目指す

◆ 拡充施設の完成イメージ図



◆ 整備年次計画

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	基本設計				東京オリンピック・パラリンピック競技大会
	実施設計				
		整備工事		トレーニング期間	

新国立競技場については、関係閣僚会議で決定した整備計画において、「世界最高のユニバーサルデザイン」を基本理念の一つとしており、事業者において、車椅子使用者、高齢者、子育てグループ等と『ユニバーサルデザイン・ワークショップ』を開催し、多様なニーズを把握しながら、全ての人々が安心して快適に観戦できるスタジアムを整備する。

<取組概要>

● 新国立競技場のユニバーサルデザインの推進

- ・車椅子使用者、高齢者、子育てグループ等の意見を把握・集約し、可能な限り設計に反映
- ・工事着手後も、実物大の検証模型やサンプル等を作成し、細部にわたる検証・改善等を実施
- ・引き続き検証等を重ねて整備を進め、平成31年11月末の完成を目指す

◆ 1層スタンドからの観戦イメージ



同伴者に配慮した座席配置、サイトラインを確保した車いす席

◆ 主な検討項目

- ・車いす席
- ・ピクトサイン
- ・移動空間
- ・誘導サイン
- ・トイレ
- ・音声案内サイン
- ・エレベーター
- ・手すり 等

◆ 整備年次計画

2016年(26)	2017 (H28)	2018 (H30)	2019(H31)	2020 (H32)
			新国立競技場 (機材搬入・据付等)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
【新国立競技場の整備】				
2016年 1月～ 基本設計・実施設計				
2016年12月～ 本体工事				
2019年11月末 完成予定				

観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。

<取組概要>

●文化財の活用のためのバリアフリー化の充実

- ・文化財建造物を活用した地域活性化事業、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業を実施。所有者等の要望に応じて、文化財の活用のため、バリアフリー化を含む施設・設備の改修等への補助を行っている。
(例として「重要文化財 旧前田家本邸洋館」の車椅子対応エレベータ、スロープ、トイレの整備等改修を実施中)
- ・あわせて、新たに地方財政措置を講ずることにより、文化財の積極的な保存・活用を推進。

●事例集の作成周知

- ・文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成29年度内に作成し、周知する。

<過去の整備事例>

重要文化財 旧下関英国領事館



昇降機の設定

重要文化財 岩手銀行旧本店本館



スロープの設定

特別史跡 五稜郭跡



多目的トイレの設定

障害の有無にかかわらず、国民が優れた文化芸術に親しむ環境を確保する。

<取組概要> ●障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設

- ・障害者等に対応してバリアフリー対策を行っている劇場・音楽堂等に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を設ける(平成30年度～)。

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らせる地域共生社会の実現を目指し、障害者やその家族の活躍を支援。

平成30年度には、改正障害者総合支援法の施行、障害福祉サービス等報酬改定、関連事業の創設・拡充を予定。

地域移行を支援

＜施設入所者、長期入院患者などの地域移行・地域生活の支援＞

- グループホームや地域生活支援拠点等の整備
- 自立生活援助サービス（定期訪問等により障害者の一人暮らしを支援）の創設
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（拡充）

地域や職場での活躍を支援

＜社会参加や自立の支援＞

- 通所サービスや補装具等の福祉サービスの充実
- コミュニケーション支援（手話通訳者、要約筆記者等）
- 身体障害者補助犬の普及啓発、芸術文化活動への支援
- 医療的ケア児、発達障害児者やその家族への支援を拡充
- 依存症者とその家族への支援体制の整備を拡充

＜雇用・就労の支援＞

- 一般就労への移行・職場定着への支援
 - ・ 就労定着支援サービスの創設、事業主への支援、法定雇用率の見直し等を通じ、障害者の活躍を支援。
 - ・ 一般就労後の定着実績に応じた障害報酬の体系とする
- 農福連携への取組
農業分野での障害者の就労を支援し、職域や収入拡大を図る。

心のバリアフリーの推進

- 「心のバリアフリー推進事業」等により、障害者への理解促進に取り組む都道府県・市町村を支援
- 障害福祉従事者や事業経営者が改めて共生社会の基本理念を学ぶための研修事業を新たに創設

<取組概要>

● 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数は、平成27年度実績で、平成24年度実績の約1.7倍（14,185人）
→平成32年（2020年）度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を目指す。

● 就労定着支援の創設

- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たなサービス「就労定着支援」を創設（平成30年4月施行）
→就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率として、80%を目指す。

● 法定雇用率の引き上げ

- ハローワーク等において、多様な障害特性に応じた就労支援・職場定着支援を推進する。
→平成30年4月より法定雇用率を2.2%へ引き上げる。

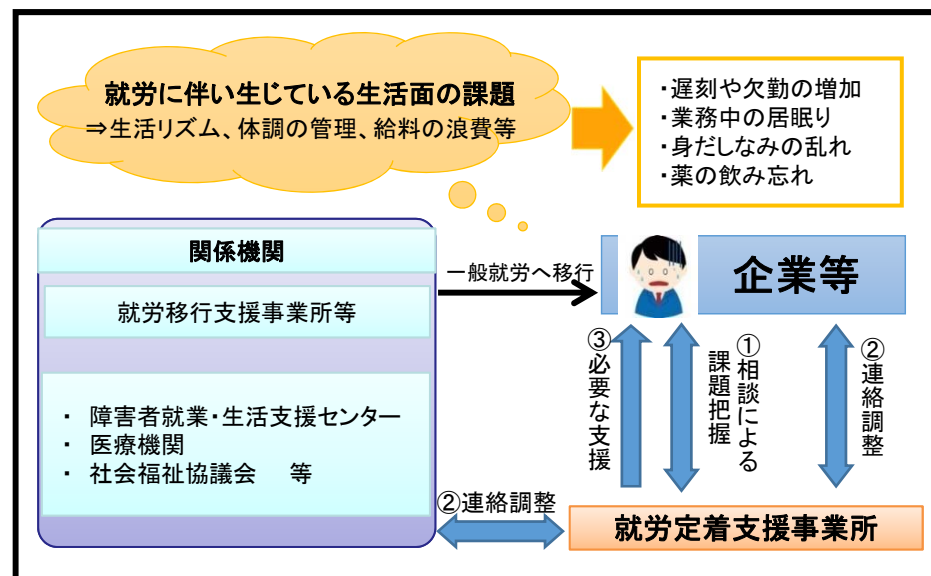
<第5期障害福祉計画における目標値>

基本指針	平成32年度目標値 (2020年度)
一般就労移行者数	平成28年度の1.5倍以上
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%以上

<法定雇用率の見直し>

	現行	平成30年 4月から	平成33年 (2021年) 4月までに
法定雇用率	2.0%	2.2%	2.3%

<就労定着支援のイメージ>



<取組概要>

●「心のバリアフリー」に関する取組の好事例を地方自治体に周知

- ・平成29年度より、都道府県が実施主体として、「心のバリアフリー」を広めるための取組を行う「心のバリアフリー推進事業」を創設。
 - ・「心のバリアフリー推進事業」等により、障害者への理解促進に取り組む都道府県や市町村を支援。
 - ・これらの事業を活用した取組や、地域における自発的な取組のうち、好事例を地方自治体に周知し、地域に根差した「心のバリアフリー」を広めていく。
 - ・好事例の周知とあわせて、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、社会福祉法人・NPO、学校、企業、町内会などが共同で取り組むよう促す。
- 「心のバリアフリー推進事業」等の実施自治体数の増加を目指す。

<地方自治体での事業の実施状況>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業(市町村)	30.9% (538市町村)	33.1% (577市町村)	- (※1)
自発的活動等支援事業(市町村)	23.7% (413市町村)	24.3% (423市町村)	- (※1)
「心のバリアフリー」推進事業(都道府県)	-	-	59.6% (※2) (28都道府県)

(総市町村数は1741市町村。)

(※1) …市町村等の事業全体に補助する地域生活支援事業(統合補助金)の一事業のため、平成29年度の実施状況は未判明。

(※2) …平成29年度より、事業創設。各都道府県の実施見込み数値。

<理解促進の取組の好事例>

ヘルプマーク (東京都)

(ヘルプマーク) (思いやりのある行動を呼びかけるポスター等)



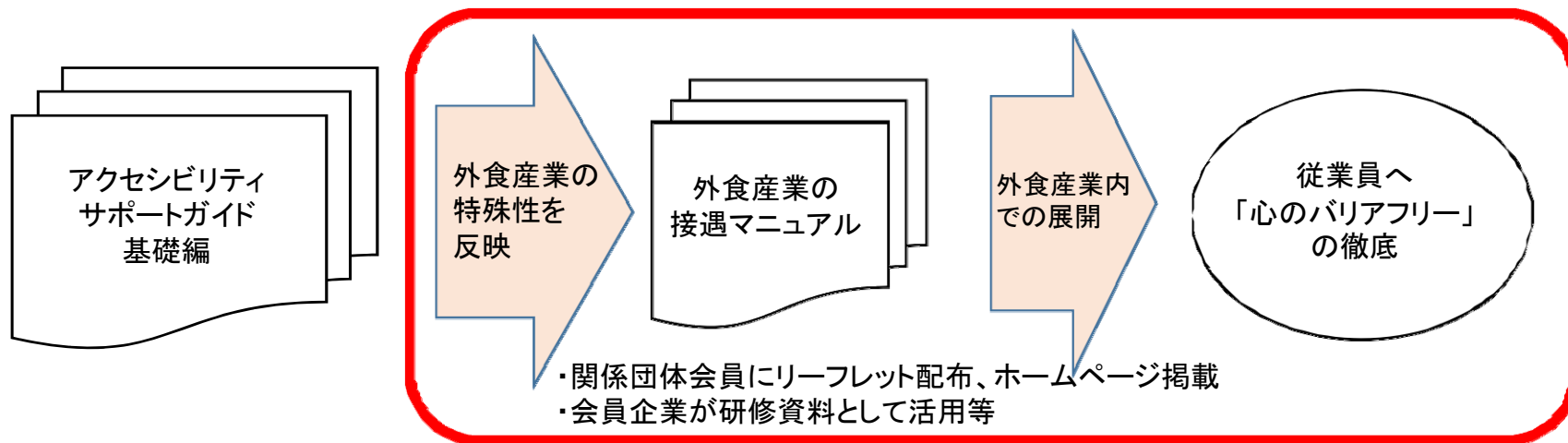
地域住民への市民講座 (岡山市)



- ・ 接遇マニュアルを整備している個別の外食企業はあるものの、必ずしも障害者向けに特化したものではなく、また、その内容も業態や店舗の規模によって様々。
- ・ このため、「アクセシビリティ サポートガイド基礎編」をベースに、(一社)日本フードサービス協会及び全国飲食業生活衛生同業組合連合会が年度内にガイドラインを取りまとめ予定((公財)日本補助犬協会が参画予定)。

<取組概要>

- 日本フードサービス協会等が農林水産省及び厚生労働省とともに、接遇マニュアルを作成
- ・ 平成29年度中にマニュアルの作成とともに、普及方法についても取りまとめ。
→ 平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進(関係団体の会員企業等への周知、会員企業による研修資料として活用等)



農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人の職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する。

<取組概要>

●工賃向上計画支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

・農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。

【実施主体】都道府県 【補助率】10/10

・事業が開始された平成28年度は28、平成29年度は40の都道府県支援を実施。→平成30年度までに全都道府県での実施を目指す。

●農山漁村振興交付金

・都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策）

福祉農園、加工・販売施設、農業経営体が障害者を受け入れる場合の環境の整備、専門家による農業・加工技術等の習得の支援等。

【実施主体】社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業、地域協議会等 【補助率】ハード：1/2以内 ソフト：定額

・農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害者等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備を支援。

【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等 【補助率】ハード：1/2以内等

●両省が連携して平成27年度より、年度末に「農福連携推進フォーラム」を開催している。また、毎年、パンフレット「福祉分野に農作業を」の更新を行っている。

<農福連携の実施都道府県数の推移> (工賃向上計画支援事業)

	実施都道府県数
平成28年度 (実績)	28
平成29年度 (実績)	40
平成30年度 (目標)	47

<農業と福祉の連携事例>

(事例1)

就労継続支援B型事業所として農業を行い、米や100種以上の野菜などを生産、加工、販売。

自然栽培による有機農産物を生産することにより、通常価格以上の価格(米は3倍、その他は1.3倍)で販売。

障害者に支払われる工賃は、月額平均5万円と高い水準を実現(平成27年度の全国の月額平均は15,033円)。



(事例2)

就労継続支援B型事業所として農業を行い、ジャガイモなどの農産物の生産・加工を行い、総菜や弁当などを販売。

地域の農家による技術指導を実施し、農家への雇用につながった障害者もあり。

地域や自営の直売所において、農産物や農産加工品を販売することにより、障害者に支払われる工賃は、月額2万円を超える水準を実現。



流通業界において接遇マニュアル及びその普及方法を平成29年度中に取りまとめる。その検討に当たっては、有識者、障害者団体、業界団体が参加した形で検討を進める。平成30年度以降に、業界単位で接遇マニュアルを展開し、事業者による実施を促進する。

<取組概要>

- **各業界団体等と連携し、**
 - ・ **障害者差別解消法を踏まえ、補助犬の同伴を不当に拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底**
 - ・ **アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、平成29年度中に、業界毎の接遇マニュアルを作成**
(障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討)
 - ・ **各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底**

サービス品質やサービス提供スキルの「見える化」を図り、サービス産業の生産性向上（高付加価値化を含む）を目指す施策において、「心のバリアフリー」を審査項目等に明記することで、現場人材への理解を促進。

<取組概要>

- サービスの質を見える化する「おもてなし規格認証」と、サービス産業の現場人材のスキルを標準化・体系化した「おもてなしスキルスタンダード」に「心のバリアフリー」を明記。
 - おもてなし規格認証制度 <https://www.service-design.jp/>
 - ・認証要件30項目の1つに「心のバリアフリー」を明記
 - ・2017年12月現在、37,000件の事業者が認証取得
 - おもてなしスキルスタンダード <http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227002/20171227002.html>
 - ・2017年12月に策定。運用・普及等の具体策は今後検討。
 - ・必要スキルの1つに「心のバリアフリー」を明記。

<おもてなし規格認証の取得例：紺認証>



株式会社 杳目金屋 (小売)



株式会社 キープウィル・ダイニング (飲食)



株式会社インターメスティック
2017年6月3日

経済産業省「おもてなし規格認証2017」の「★★(紺認証)」取得
唯一のメガネブランドとして承認。充実した教育システムを評価。

メガネブランド「Zoff」を運営する株式会社インターメスティック(本社：東京都港区)は、経済産業省による「おもてなし規格認証2017」の「★★(紺認証)」のパイロット認証を、メガネブランドとしては初めて取得をしました。本認証は『独自の創意工夫が凝らされたサービス提供者』に与えられるもので、2017年5月現在では最高位の認証です。



株式会社 インターメスティック® (小売)

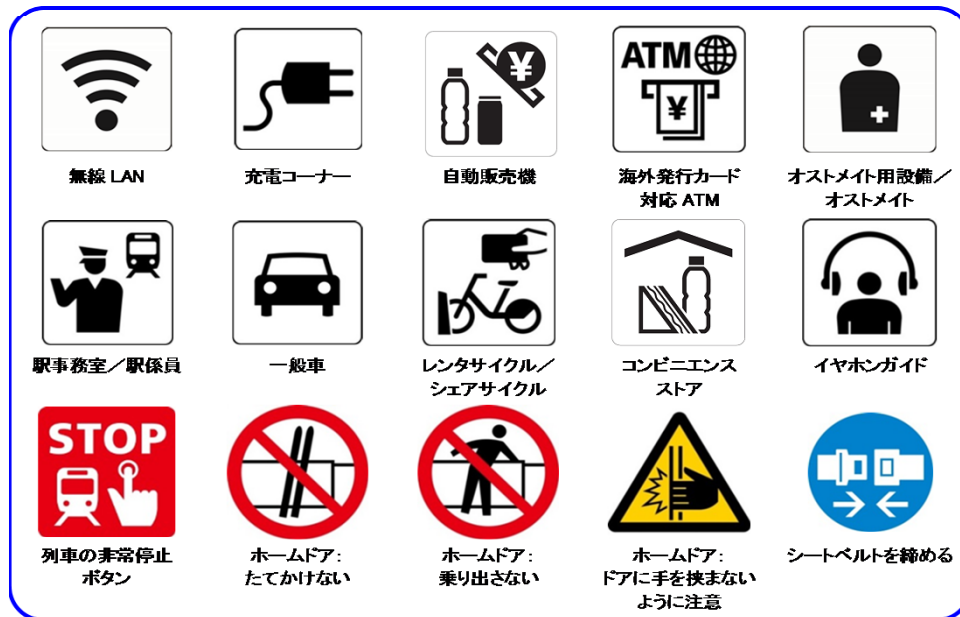
2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、案内用図記号（JIS Z8210）について、移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及び国際規格（ISO）との整合化の検討を行うとともに、JIS Z8210の普及を図る。

<取組概要>

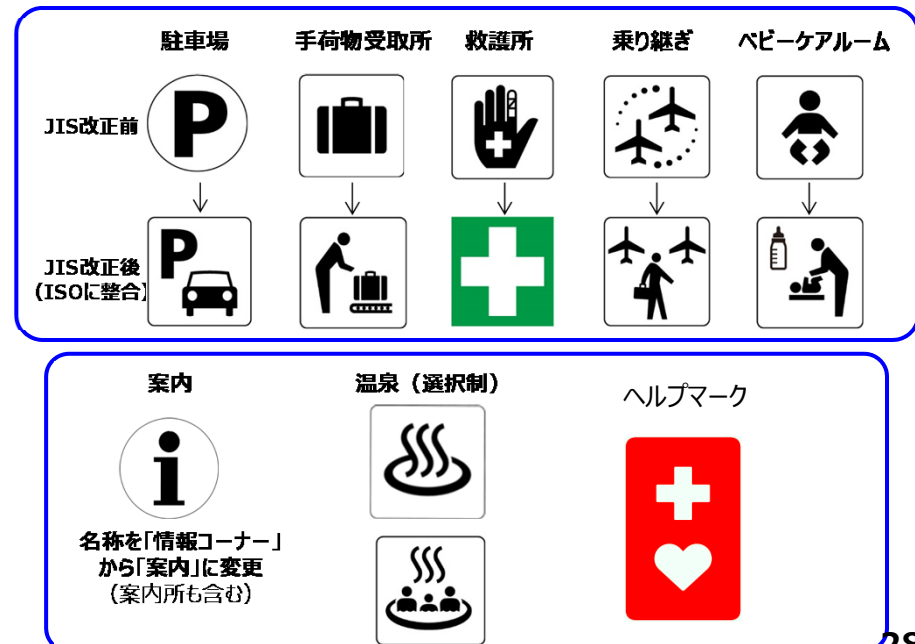
●案内用図記号（JIS Z8210）の改正

平成29年7月20日付けでJIS Z8210を改正し、経済産業省のHPや政府広報を活用し、当該JISの普及を図った。また、全国知事会や消費者団体が主催するセミナー等の場で、当該JIS改正の内容について広く説明を実施。

新たに追加した15種類の案内用図記号



改正した案内用図記号及びヘルプマークの追加



すべての人が住みよく移動しやすいまちづくりを推進

= 2020年の東京大会は絶好の機会。東京大会に向けた重点的なバリアフリー化を進めるとともに、大会後も見据え全国のバリアフリー水準を底上げしていく必要

→バリアフリー法等制度面の見直しを含め、あらゆる取組を推進

→自立したシームレスな移動、ストレスフリーな施設利用の実現を目指す

主要鉄道駅・主要ターミナルにおけるバリアフリー化

バス・タクシー・航空のバリアフリー化

ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化

公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化

I C Tの活用によるシームレスな移動の実現

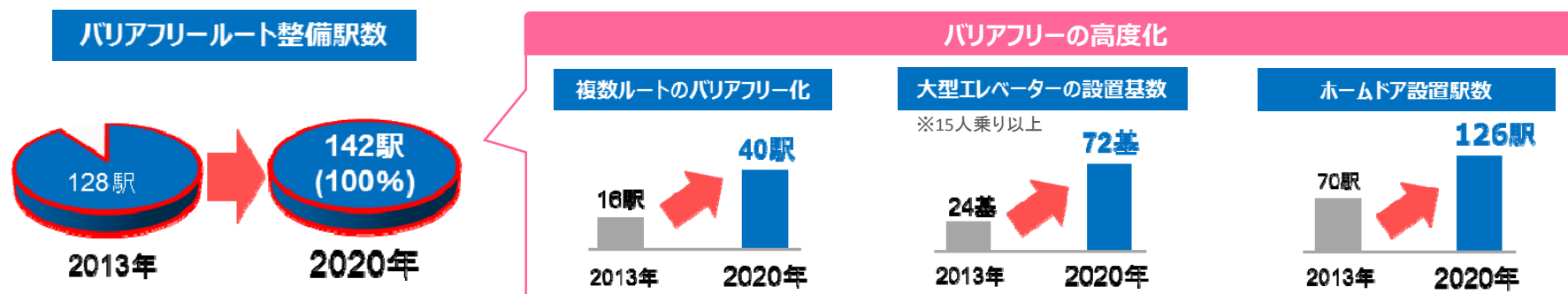
心のバリアフリーの推進

バリアフリー法の改正・主な課題

バリアフリーに係る制度・仕組みの見直し

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、バリアフリールート[※]の複数化、エレベーターの大型化、ホームドアの整備など、バリアフリーの高度化を進める。
- 新宿駅、東京駅等の大規模駅において、エレベーターの増設を行い、移動経路を大幅に短縮する。

〈東京都心部の鉄道駅のバリアフリー化状況〉 ※山手線内側のJR・地下鉄の142駅を集計



〈具体例〉

● 新国立競技場（オリンピックスタジアム）最寄駅の取組

- 千駄ヶ谷駅（JR）：エレベーターの大型化・増設、ホームドア整備
- 信濃町駅（JR）：エレベーター増設、ホームドア整備
- 青山一丁目駅（都営、メトロ）：エレベーター増設、ホームドア整備
- 外苑前駅（メトロ）：エレベーター増設、ホームドア整備

- このほか、日本武道館の最寄駅（九段下駅）などにおいて、エレベーターの増設やホームドアを整備。



エレベーター



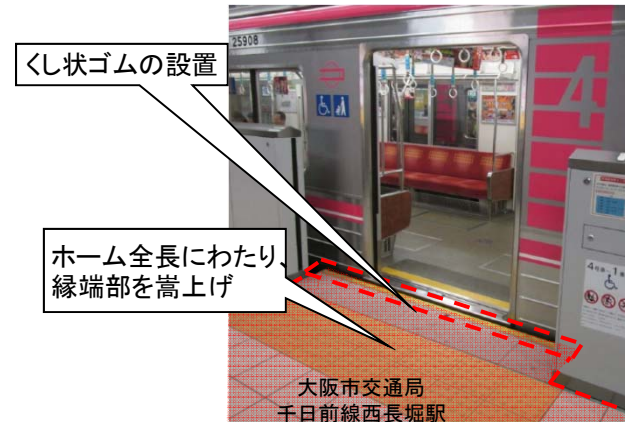
ホームドア

- ホームドアの整備にあわせて、ホームと車両の段差・隙間の最小化を進める。また、2018年度中に施設・車両の構造等を踏まえて車椅子での単独乗降と鉄道の安全確保を両立しうる段差・隙間の数値化を行い、その結果を踏まえ、単独乗降可能駅をマップ化する。

単独乗降の実現



段差・隙間の最小化の例



マップ化のイメージ (ロンドンの例)



Step-free access from street to train
道路から車両まで段差なし

Step-free access from street to platform
道路からホームまで段差なし

(出典: ロンドン地下鉄ホームページより
国土交通省作成)

- オリパラに向けて、エレベーターや車両の優先席の利用にあたっての利用マナー向上や、鉄道利用者に高齢者、障害者等に対するサポートを呼びかけるキャンペーンを、**本年夏を目途に実施する。**

〈大規模駅のバリアフリー化：JR新宿駅の改良例〉

- 2020年までに、駅の改良にあわせてエレベーターの増設や東西自由通路の整備を行い、移動経路を大幅に短縮する。
- UDタクシーの普及とあわせて、シームレスかつ最短経路での移動を可能にする。

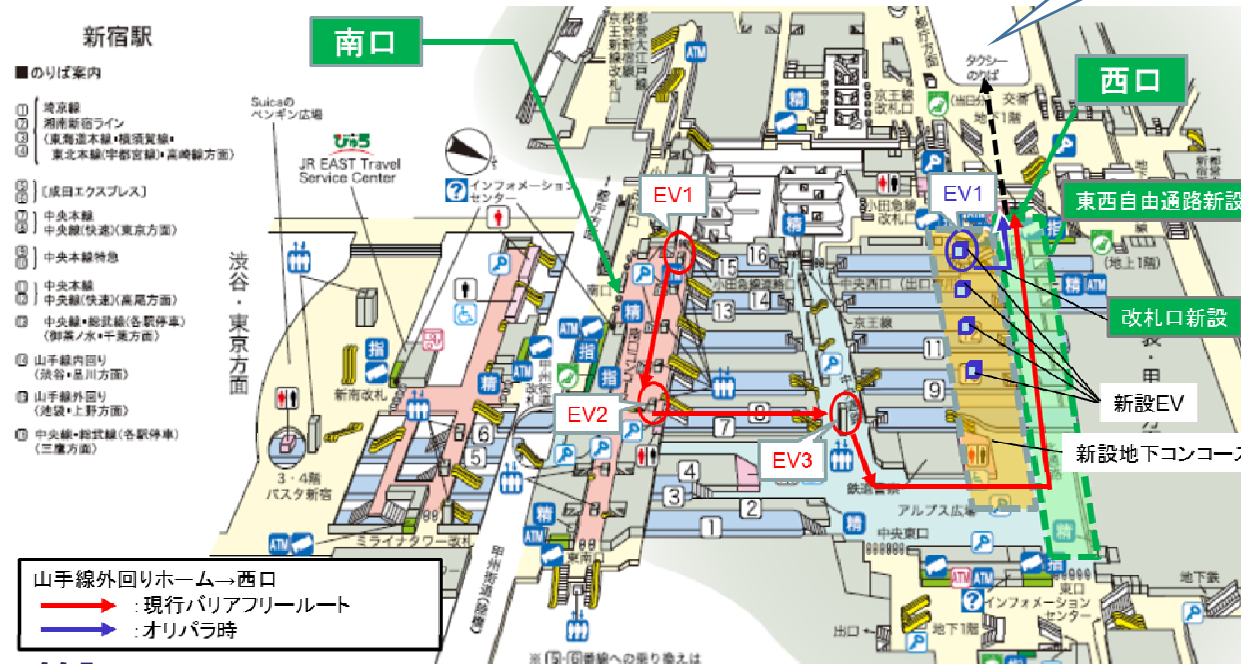
	現状	オリパラ時
【例】 山手線ホーム→西口改札 (15番線)	エレベーター3基乗り継ぎ (南口コンコース～中央線ホーム経由) 移動時間※約7分(約300m)	エレベーター移動1回 移動時間※約1分半(約50m)

+

UDタクシー(2020年までに都内の4台に1台導入)と連携したシームレスな移動



※車いす利用の移動速度0.91m/秒、エレベーター1回当たり30秒と仮定



【主要ターミナル等】

- 渋谷の東西駅前広場の再編・拡充(歩行者空間の拡充)を始め、都内主要ターミナル等において、都市再開発プロジェクトを実施する中でバリアフリー化を推進。

主要ターミナル等の2020年の整備目標

- 新宿: 東西自由通路供用予定
- 品川: 新駅暫定開業に合わせた周辺基盤整備の概成
- 渋谷: 東口地下広場暫定使用開始予定
- 虎ノ門: 新駅暫定開業

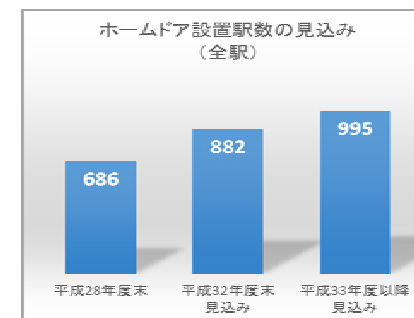
＜更なる鉄道駅の安全性・利便性向上に向けて＞

- **駅ホームの安全性向上**に向け、ホームドア整備の前倒しや駅員による誘導案内などハード・ソフト両面からの転落防止対策を推進
- **車椅子使用者の利用環境の向上**に向け、
 - ・ **予約時等の待ち時間の短縮**に向けた検討を進め、結論を得る
 - ・ **ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等の利用要件**について、車椅子使用者の**人的要件を撤廃**するとともに、車椅子の**構造要件を大幅に緩和**

【駅ホームの安全性向上】

- ・ **ハード面**
ホームドア：
 - ・ 1日当たり10万人以上の駅について、車両の扉位置が一定など整備条件を満たしている場合、原則として2020年度までに整備
 - ・ 扉位置の不一致等の課題に対応可能な新型ホームドアの普及を促進
→交通政策基本計画の目標（2020年度に約800駅）について、できる限りの前倒しを図る
 内方線付き点状ブロック：1日当たり1万人以上の駅について、2018年度までに整備
- ・ **ソフト面**
駅員等による乗車・降車の誘導案内を中心に転落防止対策を講じる。
- ・ **フォローアップ**
国土交通省において、検討会を活用して進捗管理。

ホームドア設置駅数の見込み



(出典)平成29年7月 第7回「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」資料

【車椅子使用者の待ち時間短縮】

＜現状・課題＞

- ・ 列車予約時や、乗車時に介助をする駅員等が準備できるまで待つ必要があるとの指摘。
- 改善に向けた検討を進め、年度内を目途に結論を得る

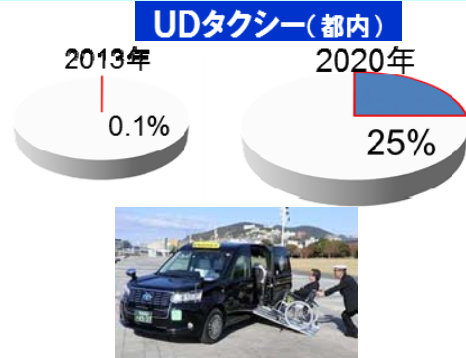
【ハンドル形電動車椅子の鉄道利用等の要件緩和】

- ・ **車椅子使用者の人的要件の撤廃**
(従前) 介護保険等の公的な制度によって真に利用が必要であることが確認されていること。
(緩和後) 上記の要件を撤廃
- ・ **車椅子の構造要件の緩和**
(従前) 車椅子の大きさ、回転半径等7つの要件
(緩和後) 大きさ、回転半径以外の要件を撤廃

ハンドル形電動車椅子(例)



- 都内のタクシーについて、2020年に4台に1台をUDタクシー化
- 都内の路線バスについては、90%以上がノンステップバス化(2016年度末)。引き続き導入を促進
- 新宿と羽田を結ぶ路線において、リフト付バスの運行を開始するなど、空港アクセスバスのバリアフリー化を拡充
→バリアフリー化に向け、既存の導入支援策に加え、ナンバープレート寄付金を活用



空港アクセスバス

バスタ新宿⇄羽田国際線ターミナル間(直行)でリフト付バスの運行開始

時刻表(平日・土曜・日曜・祝日)

乗降場	時刻(平成29年12月21日から)
バスタ新宿 発	11:00 15:40
羽田空港(国際線ターミナル) 着	11:50 16:25
羽田空港(国際線ターミナル) 発	8:45 13:50
バスタ新宿 着	9:30 14:35

リフト付き高速バス

ナンバープレート寄付金の活用

- ・東京オリパラに向けて、**2017年10月**から2020年までの間、希望者に対し、オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で、**全国において交付**
- ・交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を交通サービスの整備に活用
→既存の支援制度と併せ、リフト付きバスの導入、UDタクシーの導入等に活用

エンブレムと図柄(寄付金あり)



- トイレのフラッシュライト整備やエレベーターの増設など、空港ごとに数値目標を設定し、オリパラまでに推進
- タラップや搭乗橋を含め、ターミナルビルから航空機搭乗口まで、切れ目ない、円滑な移動経路の確保
- 羽田国際線ターミナルにおいて、UDタクシーの乗車場を出口前面に再配置する等利便性を向上

各空港のバリアフリー化

取り組み	成田	羽田(国際)	羽田(国内)	他の主要空港
トイレのフラッシュライト整備	100%設置	100%設置	多機能トイレ100%設置	多機能トイレ100%設置
多機能トイレ又はトイレ機能の分散化	男女別複数設置(主要動線上)	男女別複数設置(主要動線上)	男女別複数設置(主要動線上)	
その他取り組み	・エレベーターの7台増設,3台改修 ・固定橋エレベーターの26台新設(※)など	・エレベーターの21台増設 ・ステップス搭乗橋の11台増設など		・補助犬トイレの整備(※※) ・車いす使用者用カウンターの整備(※※)

※2020年以降の整備分を含む。※※成田空港、羽田空港では整備済み。

航空機への乗降設備の例

ステップス搭乗橋 パスセンジャーボーディングリフト

リフト付タラップ アシストストレッチャー

羽田国際線タクシー乗り場再配置

改善前

改善後

●エレベーター、エスカレーターが付近にあるターミナルビル出口前面に、タクシー乗車場を配置。→UDタクシーへの誘導性を改善
●タクシー乗車場と身障者用乗降場を隣接させ、スロープ等を利用しやすくする。→UDタクシーへの乗車利便性を改善

【ホテル・旅館】

- 客室数の基準（政令）の見直しについて、昨年12月に検討会を設置。夏を目途に取りまとめ
- 建築設計標準（2017年3月改正）について、新たにホテル・旅館の一般客室の改修例等を追加。本改正に沿った客室の改修等について、建築士に加え、ホテル業界にも働きかけ
- 施設のバリアフリー情報の提供について、近く検討を開始

改修例 （客室段差解消）

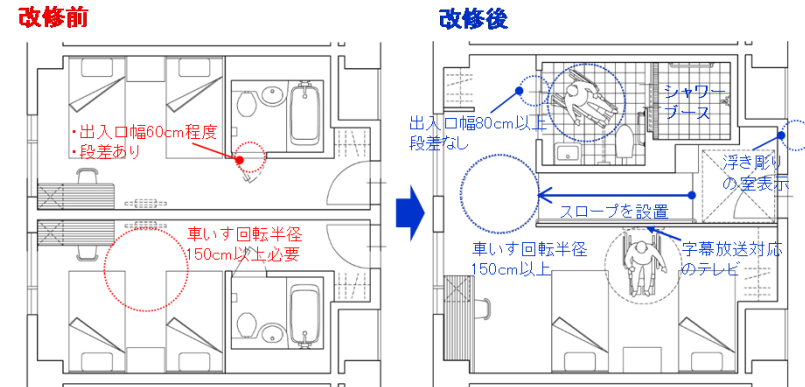


改修例 （介助用リフト付風呂）



建築設計標準改修例

＜2室を1室に改修し、車いす使用者客室を整備する例＞



【観光地】

- 観光事業者向け接遇マニュアルについて、年度内に作成し、各業界の実施する研修等での活用を検討
- 観光地のバリアフリー情報提供促進について、年度内に評価マニュアルを作成するほか、2019年度にポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す
- 既存の観光案内所にバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加し、正確でわかりやすい情報発信を行える拠点として育成

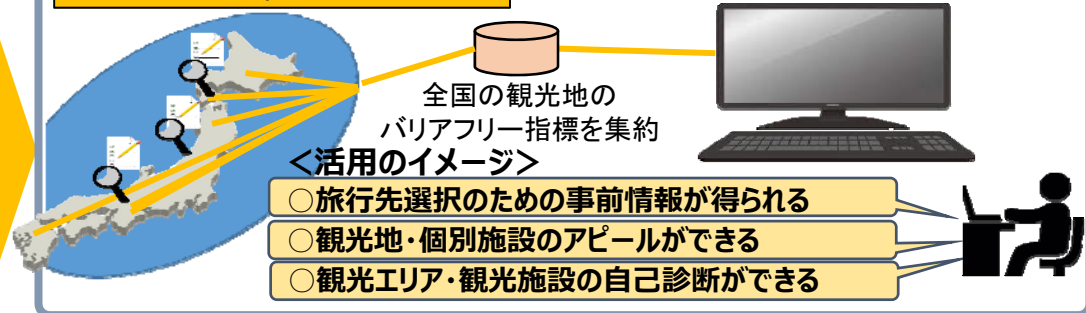
＜観光地のバリアフリー情報提供の促進＞

観光地の調査

拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。



一元的な情報提供のイメージ

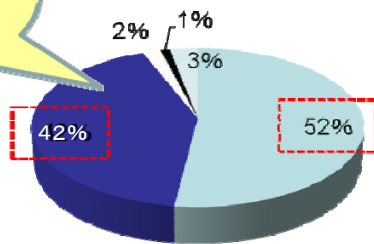


- 公共交通機関、建築物のトイレについて、多機能トイレの機能の分散を進めるため、
 - ・公共交通機関のバリアフリー基準について、本年度中に改正
 - ・建築設計標準を2017年3月に改正し、建築物の多機能トイレの機能の分散を推進
- 多機能トイレについて、真に必要な人が必要なときに使用できるよう、利用マナーのキャンペーン等の啓発活動を推進

多機能トイレについて利用者の困りごと(平成23年アンケート調査結果から)

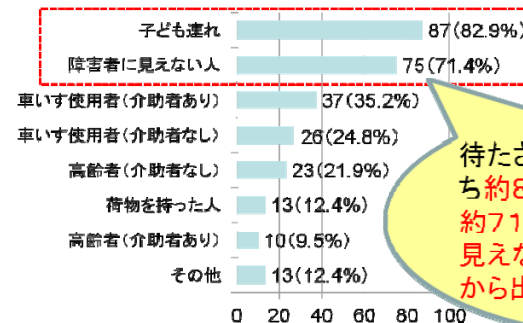
【多機能トイレで待たされた経験】

車いす使用者のうち
約95%の方が、多機能
トイレで待たされた
経験がある



- よくある
- たまにある
- あまりない
- 全くない
- 未回答

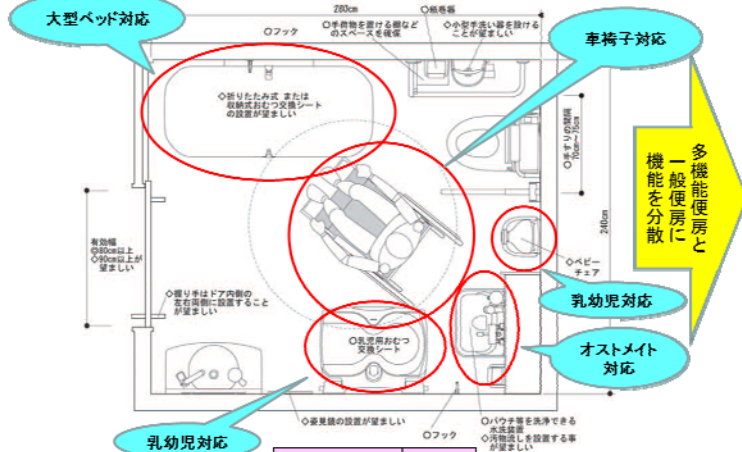
【多機能トイレで待っていた時に
多機能トイレから出てきた方(複数回答)】



待たされた車いす使用者のうち
約83%の方が子ども連れ、
約71%の方が障害者に
見えない人が多機能トイレ
から出てくることを経験

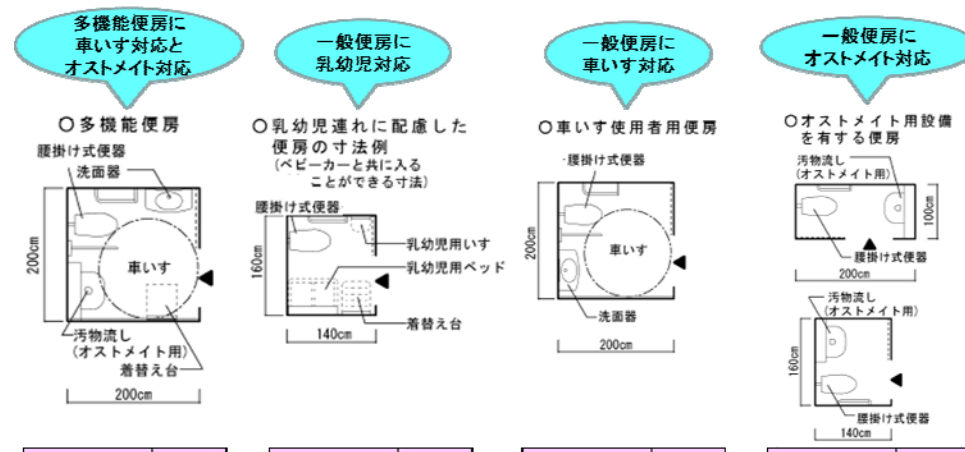
建築設計標準の改正(多機能トイレの機能分散)

<改正前>設計例(イメージ)



車いす使用者	○
オストメイト対応	○
乳幼児対応	○
大型ベッド	○

<改正後>設計例(イメージ)



車いす使用者	○
オストメイト対応	○
乳幼児対応	—
大型ベッド	—

車いす使用者	—
オストメイト対応	—
乳幼児対応	○
大型ベッド	—

車いす使用者	○
オストメイト対応	—
乳幼児対応	—
大型ベッド	—

車いす使用者	—
オストメイト対応	○
乳幼児対応	—
大型ベッド	—

- 障害者を含むすべての人が、屋内外を問わず、自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報を容易に入手できるように、①GPSの電波が届かない地下街や公共の施設内における**インフラ（屋内電子地図、測位機器）**の整備、②施設の**バリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化**等を推進する。

○自分の現在位置の特定に必要なインフラ(屋内電子地図、測位機器)の整備

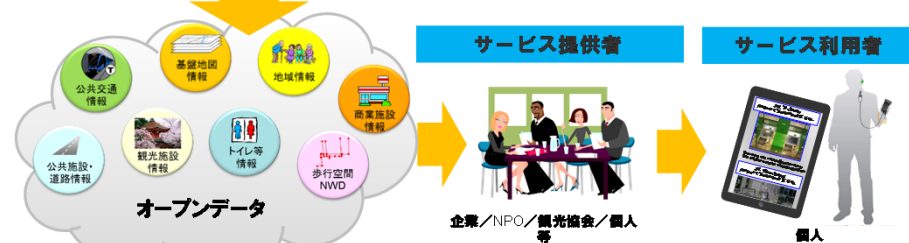
〈屋内電子地図のイメージ〉 〈測位環境整備のイメージ〉



地下街や公共の施設内でインフラ整備が進むことで、より精緻な現在位置の特定等が可能になる。

○施設のバリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化

オープンデータを提供する多様なデータ所有者



オープンデータ化が進むことで、バリアフリー情報等が充実し、データを活用したサービスが提供可能

歩行者移動支援サービスのイメージ

〔ナビアプリなどを通じ、屋内外問わず、自分の現在位置、目的地までの経路等の情報が詳細に入手可能〕

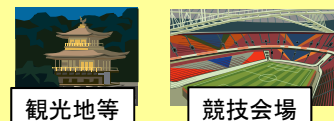
空港



主要駅



目的地へシームレスに移動



観光地等: 多言語で場所に
競技会場: 競技会場の自分の
座席まで案内

例えば、障害者や高齢者、ベビーカー等が楽に移動できる段差の少ない経路を案内



個人の身体状況やニーズ、例えば、段差や急勾配、幅員の狭いルート等を避けたバリアフリールートのご案内やナビゲーションが可能

- 公共交通機関・観光事業者向け**接客ガイドライン**の作成及び**職員研修**の充実
- 国民の協力促進やマナー向上に向け、駅エレベーターへの優先マークの貼付促進、鉄道利用者への声かけキャンペーン、バリアフリー教室等の**啓発活動を推進**

EV優先マーク(例)



バリアフリー教室 (介助疑似体験)



声かけキャンペーン

**あなたの声かけ・見守りが
目の不自由な方の支えになります**

目が見えない・見えにくいと、困ったときに自分から声を掛けてくれることが嬉しいです。

「次の電車はどこ行きますか?」
「ついでお手伝いしましょうか?」
「お礼までお話しします。」

目の不自由な方に対する声かけの3つのポイント

- 1 どうかすればよい働きましょう
2 声かけの伝え方を工夫しましょう
3 お手伝いが必要ないときもあります

JAFRA 国土交通省

声かけキャンペーン(商工会議所の取組例)

全国515商工会議所

声かけて、やさしい気づかい 広めよう

みんなで支えあおう
声かけサポート運動

国土交通省

ベビーカーキャンペーン

ーベビーカーは大切な命を乗せていますー
ちょっと気づかう、そっと見守る

「こちらで取れますよ。」

「高層階には、エレベーターが利用できません。階段に昇降できるよう、心かけをお願いします。」

ベビーカー使用時には、おのれのお子をお守りください。周囲の方にも配慮をお願いします。

エレベーターが利用できない場合は、おのれのお子をお守りください。周囲の方にも配慮をお願いします。

国土交通省

トイレ利用のマナー向上

**思いやりの心を持って
トイレを利用しましょう!**

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

車いすを使用する方は、多機能トイレが使えないことがあり困っています。

「多くの人が使うようになって、よちよち待たされるようになった!」
「出っぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、出入りができないことがある!」
「おむつを替える人が長時間占用していて、その間待たされた!」 など

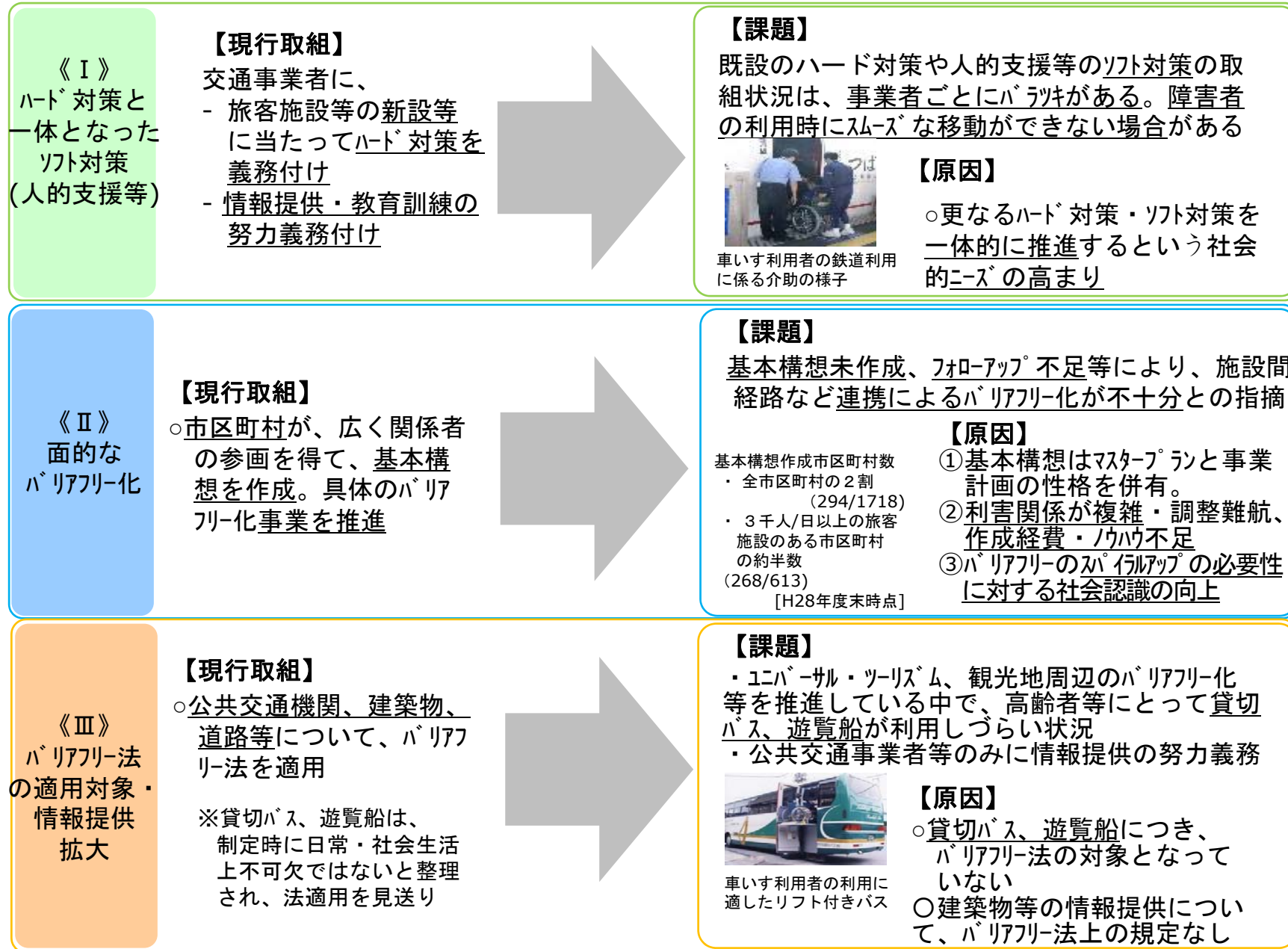
多機能トイレで待たされた経験を持つ車いす利用者	94%
待たされたことがよくある	52%
たまにある	42%
あまりない	2%
まったくない	1%

多機能トイレが使用中だと、多機能トイレがなくて待つことに...
おむつ替えシートがたまたま取れておらず、車いす使用者は自分で出入りできない

車いすを使用される方は、広いスペースが必要なので、多機能トイレを利用されています。

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを長時間利用することは控えましょう!

国土交通省



バリアフリー法の改正

《Ⅰ》交通事業者によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の促進

交通事業者について、新たにバリアフリー計画作成・定期報告・公表の制度を創設し、既設を含むハード対策と人的支援等のソフト対策を併せた主体的な取組を強化

《Ⅱ》市区町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の取組の促進

市区町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的バリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化（「基本構想」策定）を待たずにバリアフリーの方針を定めるマスタープラン制度を創設 ※「基本構想」策定市区町村 294/1741

《Ⅲ-ⅰ》バリアフリー法の適用対象の拡大

貸切バス、遊覧船についても、新たにバリアフリー法の適用対象とし、車両、船舶導入時にバリアフリー基準への適合を義務化

《Ⅲ-ⅱ》利用者への情報提供の推進

公共交通に加え、新たに建築物等についてバリアフリー情報の提供を努力義務化
事業者等の協力の下、市町村によるバリアフリーマップ作成を推進

基準・ガイドラインの見直し等

- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正（省令改正。年度内目途）
 - ⇒駅等のバリアフリールート shortest route の最短化、大規模駅における複数化を義務付け
 - ⇒利用状況に応じたエレベーターの複数化又は大型化を義務付け
 - ⇒新幹線等の車椅子スペース設置義務付けを「1列車ごとに1以上」から「2以上」に見直し 等
- ・建築物バリアフリー基準の見直し（政令改正。検討会での議論をすすめ、夏目途に取りまとめ）
 - ⇒50室以上のホテル・旅館について1以上の客室のバリアフリー化を義務付けている基準について見直し
- ・ホテル、飲食店、コンビニ等について、関係省庁、関係業界に情報の提供等を働きかけ

当事者評価の仕組み構築

- ・バリアフリーに関する施策や取組について、障害当事者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

東日本大震災等の災害の教訓を踏まえ、高齢者や障害者等の要配慮者が適切な支援を受けられるようにするため、平常時から災害時に安心して避難するための取組を進める。

<取組概要>

◎「避難行動要支援者名簿」の有効活用促進

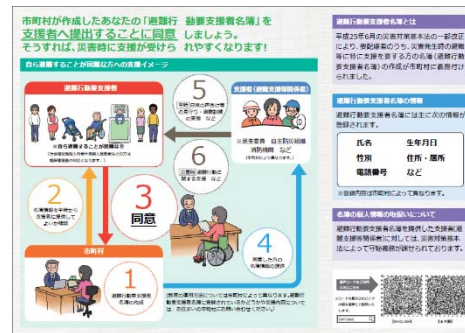
●パンフレットの作成

・避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組内容を整理したパンフレットを作成し、その周知等を行う。

●事例集の作成

・避難行動要支援者名簿について市町村職員の理解のさらなる向上のため、各市町村の取組状況をまとめた事例集を作成し、その周知等を行う。

<パンフレット>



<事例集>

※いずれも平成29年3月作成



◎要配慮者等の参加を得た防災訓練の促進

・障害者や社会福祉施設の管理者等の参加を得ながら、避難勧告等の伝達、避難場所への避難誘導等の防災訓練を実施し、避難支援等の体制の整備に努めること等を定め、地域の防災力向上を推進する旨を平成29年度総合防災訓練大綱に記載。

<訓練大綱>



障害のある人や高齢者が多く利用することが見込まれる道路を中心に、音響式信号機を始めとしたバリアフリー対応型信号機や見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を推進

<取組概要>

- 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進
 - ・ 競技会場周辺やアクセシブルルート（※）等におけるバリアフリー対応型信号機等の整備を推進（※障害者等のアクセシビリティに配慮した競技会場までの動線）
 - ・ 平成30年度予算案において、特定交通安全施設等整備事業として、新たにオリンピック・パラリンピック関係予算約5.1億円（補助金）を計上し、その中でバリアフリー化に係る事業を推進
- 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進
 - ・ バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進

→引き続き整備を推進して平成32年度までに
主要な生活関連経路についてバリアフリー化率
100%を目指す

主要な生活関連経路を構成する道路における バリアフリー対応型信号機等の整備状況(平成28年度末)		
横断箇所数	バリアフリー化済み 横断箇所数	バリアフリー化率
23,429箇所	23,316箇所	99.5%

<バリアフリー対応型信号機等の設置事例>



音響式信号機



高齢者等感応
信号機



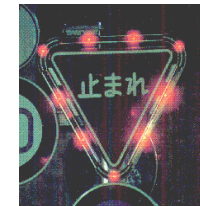
歩車分離式
信号機



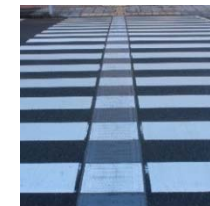
経過時間表示機能
付き歩行者用灯器



高輝度標識



自発光式標識



エスコートゾーン

※ ユニバーサルデザイン2020行動計画抜粋
競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進・全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

障害者基本法に基づき、全ての国民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、障害者の自立と社会参加の支援等の施策を総合的・計画的に推進する。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させる。

<取組概要>

● 障害者基本計画の推進（第3次(H25～H29年度)→ 第4次(H30～H34年度) 策定に向けた取組)

- ・政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を推進
- ⇒ 第4次計画(H30年度～)の策定に向け、障害当事者等から構成される障害者政策委員会(内閣府に置かれた審議会)の審議を経て、平成29年度内の閣議決定を目指す

● 障害者差別解消法の円滑な施行

- ・合理的配慮の事例等の収集・整理や、法の理解促進に向けた各種啓発を実施
- ・地方公共団体における対応要領(職員向けガイドライン)の策定、地域協議会(地域のネットワーク)の設置を促進
- ⇒ 各省庁や地方公共団体、障害者団体等とも連携し、引き続き円滑な施行を図る

● 「障害者週間」(毎年12月3日～9日)の実施

- ・国、地方公共団体が、「障害者週間」の期間を中心に、全国各地で様々な啓発に関する取組を実施
- ・全国から募集した「作文」「ポスター」の内閣総理大臣表彰及び障害者団体によるセミナー等を実施
- ⇒ 障害又は障害者に対する更なる国民の理解が促進されるよう、引き続き全国的な展開を図る

● バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施

- ・ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組について内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による表彰
- ⇒ 障害者を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができる社会を目指し、引き続き優れた取組の普及を図る